

令和6年度 日本学生支援機構貸与型奨学金「在学採用」補足説明
(大学院学生向け)

【1. 奨学金の概要】

- ① 日本学生支援機構の奨学金は、返済するときに利子のかからない第一種奨学金と、利子のかかる第二種奨学金の2種類があります。
- ② 第一種奨学金の貸与始期は令和6年4月ですが、最初に奨学金が振り込まれるのは令和6年6月です。4月からの3か月分がまとめて振り込まれます。
第二種奨学金の貸与始期は令和6年4月～9月の間で選択可能で、貸与始期4～6月を選択した場合、最初に奨学金が振り込まれるのは令和6年6月です。7～9月を選択した場合、選択した月の11日が初回振込日となる予定です。
ただし、令和6年4月入学者で入学時特別増額貸与奨学金を申し込む場合、貸与始期は4月のみです。
- ③ 申し込む貸与金額により選考で不利になることはありませんが、返還時の負担などを十分考慮して適切な金額で申し込んでください。

【2. 申込資格、基準】

奨学金の申請条件には、学力と家計の基準があり、両方の基準を満たす必要があります。学業不振等による留年者及び外国人留学生は申込できません。

- ① 学力基準を満たしているか否かは、各研究科で協議して決定します。
- ② 家計基準は本人及び配偶者の収入が、基準額以下であることが必要です。本人の収入にはアルバイト代や両親からの仕送り等も含まれます。

【3. 保証制度】

- ① 専門の保証機関に保証を依頼する機関保証制度と、連帯保証人・保証人を選任する人的保証制度の2つがあり、いずれかを選択する必要があります。
- ② 機関保証制度は、連帯保証人・保証人を選任する必要がない代わりに、月々の奨学金から一定の保証料が引かれるというデメリットがあります。
- ③ 人的保証を選択した場合は、原則、父母のどちらかを連帯保証人として立て、兄弟・おじ・おば・いとこなど、四親等以内の親族で65歳未満の方に保証人となってもらう必要があります。65歳以上の方は原則保証人にすることはできませんが、一定の条件を満たすと保証人にすることが可能です。条件をよく確認し、条件に合う保証人が見つからない場合は機関保証を選択してください。
- ④ 人的保証を選択した場合は、書類記入前に必ず連帯保証人や保証人に了承を得ておいてください。
奨学生に採用され、最初の振込後の7月以降に返還誓約書を提出する際に、連帯保証人と保証人の署名・実印及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。これらが揃えられない場合、振り込まれた奨学金を返金したうえで、奨学生としての採用を取り消されてしまいます。
- ⑤ 返還方式について、所得連動返還方式を選択した方の保証制度は必ず機関保証制度となります。

【4. 申込みの流れ】

- ① 申込書類を受け取る。
申込書類は学生支援課等の窓口で配布するほか、郵送での請求も可能です。請求方法は募集チラシ又は【9. 郵送での申込書類の請求方法】を参照してください。

- ② 申込書類を準備し、提出期間内に提出（提出期間は募集チラシ及び申込書類を参照）。
窓口を持参する場合、受付時間は平日9：00～17：00です。土日・祝日は窓口が閉まっていますので注意してください。
書類に不備がある場合は受付できませんので、父母に確認してもらうなど、不備のないように注意してください。提出期間を過ぎた場合、いかなる理由があっても受け付けませんので、提出期限は厳守してください。期限までに揃えられない書類がある場合は、必ず提出期限までに揃えられる書類を用意した上で、学生支援係に相談してください。やむを得ない場合に限り、仮受付をすることがあります。
- ③ 期限までに申込書類を提出した方には、Web 入力用のIDとパスワードを交付。
持参の場合はその場で交付し、郵送の場合はアカンサスポータルのメッセージで（入学者は入学手続きシステムに登録したメールアドレスに）通知します。
- ④ スカラネット（Web 入力）での申込を行う。
スカラネット入力完了後に受付番号が表示されますので、メモしておきます。

【5. 提出書類】

申込書類とともに配付する「申込案内」を熟読してください。

【6. 特に優れた業績による返還免除制度】

大学院で第一種奨学金を借りた方で、奨学金貸与期間中に特に優れた業績を挙げた方については、奨学金の一部または全部の返還が免除される制度があります（推薦枠に限度があるため、実施しない研究科もあります）。

申請は、期間満了・辞退・退学などの理由で奨学金の貸与が終了した年度に行います。大学院を修了する年度とは必ずしも一致しないので注意してください。詳細については毎年12月下旬頃に掲示等でお知らせします。なお、令和5年度以降に第一種奨学生となる者が「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」や「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の支援を受ける場合は本制度の対象外となります。

【7. 授業料後払い制度】

令和6年秋から、授業料後払い制度が開始される予定です。この制度は、修士課程・博士前期課程・専門職学位課程を対象として、授業料相当額（上限あり）を日本学生支援機構から大学に振込み、修了後に奨学生が所得に応じて返還する制度です。別途、生活費としての貸与も受けられます。令和6年度に授業料後払い制度に申し込むことができるのは、次の（ア）（イ）のいずれかに該当する方のみです。該当する方は、現行の第一種奨学金と授業料後払いのいずれか一方を利用することができます。例えば、令和6年春の在学採用で第一種奨学金に採用された場合は、秋に授業料後払い制度に申し込むことはできません。詳細は「貸与奨学金案内」22ページを確認してください。

（ア）令和6年度春の大学院修士課程入学者で、令和5年度までに、大学学部等で「修学支援新制度」を利用したことがあり、学部等卒業後に就労等を経ずに大学院に進学した方

（イ）令和6年度以降の大学院修士課程入学者

【8. その他】

- ① Web 入力による申し込みは、間違いがないように慎重に行ってください。万が一、入力完了後に間違いに気づいた場合は、必ず学生支援係に相談してください。申込を完了した後は、Web からの訂正はできません。
- ② 申込書類の提出後、不備書類や不明箇所があった場合は確認のため学生支援係から連絡します。電話やアカンサスポータルのメッセージ等に確実に対応してください。

- ③ 奨学金貸与開始後も連絡することがあるので、連絡先が変わった時は、速やかにアキャンサポートから登録変更を行ってください。

【9. 郵送での申込書類の請求方法】

封筒の表に「**JASSO 在学採用申込書類（大学院）請求**」と朱書きし、本人氏名、学籍番号、学類名、電話番号を記入した書類（様式自由）及び返信用封筒（角型2号の封筒を各自で準備し、送付先（申込者本人や実家など確実に申込書類を受け取れる宛先）の郵便番号・住所・氏名を宛先として記入し、250円分の切手を左上に貼付。）を同封し、学生支援係へ送付してください。

【申込書類の請求・提出、問い合わせ先】

〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学学務部学生支援課学生支援係（角間キャンパス本部棟2階）

受付時間 平日 9:00～17:00 Mail: stsien@adm.kanazawa-u.ac.jp